

滋賀・日野町事件再審公判において 速やかな無罪判決を求める要請書

大津地方裁判所刑事部 御中

2026年2月24日付で、最高裁判所第二小法廷（岡村和美裁判長）は検察の抗告を棄却し、日野町事件の再審が確定しました。

本決定は、大津地方裁判所（今井輝幸裁判長）の再審開始決定を維持した大阪高等裁判所第3刑事部（石川恭司裁判長）がおこなった即時抗告棄却決定を支持して、検察官の主張を排斥したものです。

日野町事件は1984年12月29日、滋賀県日野町で酒店を経営する女性店主が行方不明となり、翌1985年1月同町内の宅地造成地で、他殺体で発見され、同年4月、同町内の山林で被害者所有の手提金庫が発見された強盗殺人事件です。この事件の犯人として3年後に逮捕された同店常連客の阪原弘^{ひろむ}さんは無期懲役が確定。獄中で無実を訴えながら亡くなったため、遺族が再審請求をおこなったものです。

遺族は、故弘^{ひろむ}さんの無実を信じて38年という長い年月を、えん罪を晴らすため生きてこられました。今般の最高裁決定を踏まえ、御庁が早期に無罪判決を下していただき、遺族の悲願である墓前での報告が叶うよう要請いたします。高齢の、故弘^{ひろむ}さんの妻つや子さんにはもう時間がありません。迅速な審理のうえ無罪判決を下されるよう強く要請いたします。

名	前	住	所

【署名送付先】 520-0051 滋賀県大津市梅林一丁目3-30 滋賀県労連内
日本国民救援会滋賀県本部 TEL077-521-2129 fax077-521-2534

【取り扱い団体】日本国民救援会愛知県本部 〒460-0011 名古屋市中区大須4-10-26-401
電話 052-684-5825 FAX 052-684-6355

救 援 新 聞
〔1958年6月10日〕
第三種郵便物認可

